

連月・水・金曜日発行（緊急事項は号外發行）
（休日の場合は繰下ぐ）

（定價）共一ヶ月
百圓

茨城縣水戸市北三ノ丸一一九番地
發行人 茨城縣

茨城縣水戸市南三ノ丸一〇七ノ二
印刷所 茨城縣印刷所

茨城縣報

第三千四百五十六号

訓令

茨城縣訓令第三十号

商工部

茨城縣信用協同組合検査規程を次のように定める。

昭和二十八年六月十日

茨城縣知事 友 末 洋 治

茨城縣信用協同組合検査規程

（規程の目的）

第一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四百四条、第百五条及び第百五条の二並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の規定により、信用協同組合（以下「組合」という。）に対して行ふ検査は、この規定の定めるところによる。

第二条 組合の検査は、組合の役職員をして、組合の業務又は会計に關し法令又は法令に基いてする知事の処分、定款規約等を遵守させ、且つ、組合の業務の処理及び財産の管理を適正ならしめ、もつて組合員の利益を保全するとともに組合の健全な發達を図ることを目的としてこれを行ふものとする。

（検査の場所）

第三条 組合の検査は、主として事務所、又は事業所等において行ふものとする。

2 主たる事務所以外の事務所、又は事業所等については時宜により帳簿、書類を責任者及び担当職員に持参させ、主たる事務所において検査を行うことがあつて、検査の範囲は、組合の業務又は会計の状況につき、これを行ふものとする。

（検査の範囲）

第四条 組合の検査は、組合の業務又は会計の状況につき、これを行ふものとする。

（検査の要領）

第五条 組合の検査は、組合の業務又は会計につき、物件、帳簿、伝票、証ひ、書類その他の業務記録等を精査し、法令定款規約等に違反する事項の有無、財産の管理、処分及び事務執行の適否を明らかにするものとする。

（検査の着手）

第六条 組合の検査は、あらかじめ通告することなしに行ふことを原則とする。

（検査員及びその証票）

第七条 組合の検査は、知事からその命を受けた県の吏員（以下「検査員」という。）が行ふ。

2 検査員は、検査を行う場合には、当該検査員の身分を証明する別記様式による証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（検査の立会）

第八条 検査員は、検査に際しては理事又は参事その他の責任者一人以上に、立会を求めなければならない。

（検査の執行）

第九条 検査員は検査の執行中組合の通常業務に著しく支障を生じさせないように留意しなければならない。

（検査の着手見合せ及び中止）

第十条 検査員は左の場合においては、検査の着手を見合わせ又は中止することができ、検査すべき帳簿、書類等の大部分が検査の場所になく、且つ急速にこれを備えさせることができないとき。

二 検査すべき帳簿、書類等の記載が著しく不備のため、予定期間内に業務又は会計の状況を知ることができないとき。

三 前各号を除く外、重大の事故のため検査の実施が困難であると認めるとき。

2 検査員は、前項の場合においては、直ちに知事にこれを報告して、その指揮を受けなければならない。

（検査の講評）

第十一条 検査員は、検査を終了したときは、理事及び監事の参集を求め実施した検査の範囲を明示し、その結果について講評するものとする。

茨城縣報

第三四五六号

昭和二十七年六月十日

水曜日

（明治三十五年三月十七日）
第三種郵便物認可

告 示

茨城県告示第三百七十四号

茨城県国民健康保険育成資金貸付規程を次のように定める。

昭和二十八年六月十日

茨城県知事 友 宋 洋 治

茨城県国民健康保険育成資金貸付規程

(目的)

第一条 この規程は、本県内の国民健康保険事業を行う者(以下「保険者」という。)に事業運営に必要なつなぎ資金を貸しつけ、国民健康保険事業の正常化を促進することを目的とする。

第二条 資金貸付の対象となるものは、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)に基いて、現にこの事業を行っている市町村、社団法人及び普通国民健康保険組合であつて、前年度における保険税又は保険料の収納率が百分の五十以上、百分の七十未満のものとする。但し収納率が百分の五十未満のものであつても、特に知事が必要と認めたものは貸付けを受けることができる。

(貸付金額等)

第三条 資金の貸付は予算の範囲内とする。

2 貸付金額はその保険者の前年度の年間療養給付費の四分の二以内の額とする。

3 貸付期間は六月以内とする。但し会計年度を超えないものとする。

4 貸付金は無利子とする。但し償還期限を過ぎて返還しないときは貸付金百円につき一日二銭七厘の割合をもつて償還期限の翌日から貸付金完納の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。

(貸付の申請)

第四条 資金の貸付を受けようとする保険者は、その区域を管轄する地方事務所長を経由し国民健康保険育成資金借受申請書(様式第一号)に左の各号の書類を添けて知事に提出しなければならない。

一 保険者が市町村である場合には市町村議会の資金借受に関する議決書の写
二 保険者が社団法人又は普通国民健康保険組合のときは、理事会の資金借受

(検査終了後の措置)

第十二条 検査員は、検査を終了したときは、すみやかに検査報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第十三条 検査に従事している者又は従事した者は、検査の執行に当り、知ることのできた事項を他にもらし又は自らこれを利用していいならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

第 号

信用組合検査員の証

職 氏 年 月 日生 名

右は中小企業等協同組合法第四十条及び第五十条の二並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条とよる検査員であることを証明する。

昭和 年 月 日

知 事 名

(表 面)

(裏 面)

注 意

一本証は信用協同組合の検査に際し必ず携帯すること。

二本証は検査を受ける信用協同組合から請求があつたときは呈示すること。

三 本証を紛失したときは直ちに知事に届出ること。

四 検査員は、退職又は他の係に轉じたときは直ちに本証を返附すること。

91mm

64 mm

に關する議決書の写

三、当該年度の歳入歳出予算書及び貸付を受ける月の前々月末現在の収入支出
現計表

四 貸付を受ける年の前年度の歳入歳出決算書

五 その他事業内容について参考となる書類

(貸付の決定)

第五條 知事は前条の申請書を受け貸付を適當と認めたときは貸付金額及び貸付
条件を決定し、貸付申請者に貸付承認書(様式第二号)を交付する。

(その他)

第六條 資金の貸付を受けた保険者が左の各号の一に該当するときは償還期限に
かゝらず貸付金の全部又は一部につき償還を命ずることができる。

一 事業内容が著しく低下し又は事業を休、廢止したとき

二 貸付資金を目的外に使用したとき

附 則

この規程は公布の日から施行する。

様式第一号

国民健康保險育成資金貸受申請書

茨城県国民健康保險育成資金貸付規則による資金を左記により借受けたいから
別紙關係書類を添えて申請します。

記

一 借受申請額

金 円 也

二 借受期間

昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日まで

三 返還方法

四 借受を必要とする理由

五 参考となる事項

昭和 年 月 日

資金借受申請者

職 氏

名 印

茨城県知事

殿

茨城県知事

第三四五六号

昭和二十八年六月十日

水曜日

(明治三十五年三月十七日
第三種郵便物認可)

様式第二号

国民健康保險育成資金貸付承諾書

貸付番号	第 号	申請年月日	昭和 年 月 日
借受申請書	所在地	保險者名	使途
貸付金	金 額	返還方法	備考
返還期日	昭和 年 月 日	備考	備考

茨城県国民健康保險育成資金貸付規程により右のとおり資金貸付を承認する。

昭和 年 月 日

借受申請者

殿

茨城県知事 友 末 洋 治

各種委員會告示

茨城県選挙管理委員会告示第60号

昭和二十八年四月十九日に行われた衆議院議員総選挙及び同年四月二十四日に行われた参議院議員地方選出議員選挙において、政治資金規正法第十三条第一項第一号の規定により、各政党協会その他の団体から提出された当該選挙に関する収支報告書の要旨は下記のとおりである。

昭和二十八年六月十日

茨城県選挙管理委員会

委員長 飯塚 巳代次

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1 種類 政治資金規正法第十三条の規定による報告書

2 期 昭和二十八年三月二十四日から（衆議院議員総選挙）
昭和二十八年五月九日まで（参議院議員選挙）

3 報告書の要旨

報告書 受理 年月日	一件 五 百円以 上の出 金	一件千円 以上の支 出	支出の 一件千円 以上の支 出	総 額 件数	総 額 件数	一件五百 円以上の 寄附	一件千円 以上の寄 附	収入又は 寄附の総 額	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	団体名
昭和 5. 6	1	円	9	37,450 円	65,014 円	1	1	65,014 円	1	茨城県 医師連盟
昭和 5. 22	1	円	7	69,615 円	70,000 円	1	1	70,000 円	1	茨城県 歯科医師 政治連盟
昭和 5. 20	1	円	15	66,212 円	78,183 円	1	1	100,000 円	1	改進黨 連合会
昭和 5. 15	1	円	13	330,835 円	337,528 円	1	1	400,000 円	1	国鉄労働組 合政治連盟
昭和 5. 15	1	円	3	5,845 円	7,615 円	1	1	11,000 円	1	水戸支部
昭和 5. 15	1	円	3	5,845 円	7,615 円	1	1	11,000 円	1	岡山支部
昭和 5. 15	1	円	3	5,845 円	7,615 円	1	1	11,000 円	1	岡山支部

日本社会 党茨城県 支部	15,000	円	—	円	215,000	円	12,040	円	2	円	10,000	円	—	円	昭和 28. 5. 9
改進黨 連合会	129,840	円	—	円	150,000	円	51,798	円	12	円	22,540	円	—	円	—
全国専売 業政治連盟	300,000	円	1	円	300,000	円	—	円	230,000	円	2	円	230,000	円	—
水戸支部	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	昭和 28. 5. 25

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党協会その他 の団体名	寄附の 総額	件数	寄附者の氏名 又は団体名	職業	住所又は主たる 事務所所在地
1 茨城県 政治連盟	60,000円	1件	茨城県 政治連盟	茨城県 政治連盟	茨城県 政治連盟
2 改進黨 連合会	10,000円	1件	改進黨 連合会	改進黨 連合会	改進黨 連合会
3 国鉄労働組 合政治連盟	400,000円	1件	国鉄労働組 合政治連盟	国鉄労働組 合政治連盟	国鉄労働組 合政治連盟
4 水戸支部	10,000円	1件	水戸支部	水戸支部	水戸支部
5 日本社会 党茨城県 支部	5,000円	1件	日本社会 党茨城県 支部	日本社会 党茨城県 支部	日本社会 党茨城県 支部
6 全国専売 業政治連盟	50,000円	1件	全国専売 業政治連盟	全国専売 業政治連盟	全国専売 業政治連盟
7 茨城県 政治連盟	300,000円	1件	茨城県 政治連盟	茨城県 政治連盟	茨城県 政治連盟
8 茨城県 政治連盟	11,000円	1件	茨城県 政治連盟	茨城県 政治連盟	茨城県 政治連盟

財団法人茨城県遺族連合会西茨城郡支部

[illegible]

4	国鉄労働組合政 治連盟水戸支部	283,395円	3件	寄附	食糧	費金
5	山 西茨城郡支部	16,800円	2件	印刷製本	食糧	費金
6	日本社会党茨城 県支部連合会	3,680円	2件	印刷製本	食糧	費金
7	全国専売事業政 治連盟水戸支部	5,060円	4件	印刷製本	食糧	費金
8	労働者農民党 茨城地方支部	20,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
9	茨城県医師連 盟	3,320円	1件	印刷製本	食糧	費金
10	茨城県医師連 盟	1,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
11	茨城県医師連 盟	1,525円	1件	印刷製本	食糧	費金
12	茨城県医師連 盟	5,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
13	茨城県医師連 盟	5,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
14	茨城県医師連 盟	17,020円	10件	印刷製本	食糧	費金
15	茨城県医師連 盟	5,520円	2件	印刷製本	食糧	費金
16	茨城県医師連 盟	230,000円	2件	印刷製本	食糧	費金
17	茨城県医師連 盟	4,000円	2件	印刷製本	食糧	費金
18	茨城県医師連 盟	10,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
19	茨城県医師連 盟	6,770円	1件	印刷製本	食糧	費金
20	茨城県医師連 盟	7,880円	3件	印刷製本	食糧	費金
21	茨城県医師連 盟	50,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
22	茨城県医師連 盟	4,715円	2件	印刷製本	食糧	費金
23	茨城県医師連 盟	7,020円	1件	印刷製本	食糧	費金
24	茨城県医師連 盟	24,600円	2件	印刷製本	食糧	費金
25	茨城県医師連 盟	4,435円	1件	印刷製本	食糧	費金
26	茨城県医師連 盟	3,000円	2件	印刷製本	食糧	費金
27	茨城県医師連 盟	15,000円	3件	印刷製本	食糧	費金
28	茨城県医師連 盟	2,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
29	茨城県医師連 盟	2,178円	1件	印刷製本	食糧	費金
30	茨城県医師連 盟	1,500円	3件	印刷製本	食糧	費金
31	茨城県医師連 盟	283,395円	3件	印刷製本	食糧	費金
32	茨城県医師連 盟	16,800円	2件	印刷製本	食糧	費金
33	茨城県医師連 盟	3,680円	2件	印刷製本	食糧	費金
34	茨城県医師連 盟	5,060円	4件	印刷製本	食糧	費金
35	茨城県医師連 盟	20,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
36	茨城県医師連 盟	3,320円	1件	印刷製本	食糧	費金
37	茨城県医師連 盟	1,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
38	茨城県医師連 盟	1,525円	1件	印刷製本	食糧	費金
39	茨城県医師連 盟	5,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
40	茨城県医師連 盟	5,000円	1件	印刷製本	食糧	費金
41	茨城県医師連 盟	17,020円	10件	印刷製本	食糧	費金
42	茨城県医師連 盟	5,520円	2件	印刷製本	食糧	費金
43	茨城県医師連 盟	230,000円	2件	印刷製本	食糧	費金

茨城縣報 第三四五六号
茨城縣選舉管理委員會告示第六十一号

公職選舉法第六十一条第三項の規定により、下中妻村選舉管理委員會外十七町村選舉管理委員會から公職の候補者が個人演説会を開催できる施設として次のとおり指定した旨報告があつた。

昭和二十八年六月十日

茨城縣選舉管理委員會

委員長 飯塚 己代治

記

東茨城郡下中妻村大字内原九番地の九
東茨城郡石塚町大字石塚一、四、六番地の二
那珂郡那珂湊町宇山ノ上、五、六番地
那珂郡村松村大字村松真砂山四番地の二
那珂郡八里村大字小舟兜七番地
那珂郡八里村大字油河内三番地
那珂郡八里村大字松之草三番地
那珂郡八里村大字八本郷四番地
那珂郡八里村大字千田四番地
鹿島郡諏訪村大字樺山一、六番地
行方郡潮来町大字潮来望六番地の二
新治郡高浜町大字高浜八三番地
新治郡玉川村大字下玉重四番地
新治郡栄村大字横町三番地
筑波郡谷田部町大字谷田部三、四番地
筑波郡板橋村大字板橋三、七、九番地
筑波郡田井村大字神郡一、三、五番地
筑波郡小田村大字小田二、四、六番地

下中妻村公民館
石塚町公民館
那珂湊町公民館
村松村公民館
小舟村公民館
八里村公民館
松之草公民館
八本郷公民館
千田公民館
諏訪村公民館
潮来町公民館
高浜町公民館
玉川村公民館
栄村公民館
谷田部町公民館
板橋村公民館
田井村公民館
小田村公民館

公 告

建築基準法第五十四条第一項の規定に基き左記のとおり聴聞会を行います。
昭和二十八年六月十日

茨城縣知事 友 末 洋 治

記

聴聞期日 昭和二十八年六月二十五日 午前十時
聴聞場所 久慈郡太田町三、六、八の二 常洋水産株式会社内
聴聞事項 都市計画区域内において、作業場を鮮魚卸市場に用途変更で、その敷地の位置の許可に關すること。
申請者住所氏名 久慈郡太田町三、六番地 大谷 寅吉
建築物構造規模 本造平家建瓦葺六坪用途変更 既存六坪
建築物の位置 久慈郡太田町三、六の一 敷地面積二、五、二坪

雑 報

●県議会閉会

五月三十日招集した昭和二十八年第二回定例県議会は、六月六日閉会した。
県議会正副議長は、六月六日選挙を行った結果、次のとおり当選した。

●人 事

県議会議長 鈴木 一 正
同 副議長 山 本
教育委員 藤岡 敏二 郎
監査委員 菅 沢
同 湯 本
同 坂 入 与 右 衛 門 郎
同 延 島 秀 子
公安委員 外 池 格 次 郎

●人 事

県議会は、六月六日次のとおり教育委員を選任した。
県議会の同意を得て次のとおり選任した。